

令和 8 年度食品安全委員会運営計画

令和 8 年 3 月食品安全委員会

目 次

○	審議の経緯、委員名簿、専門委員名簿・・・・・・・・・・	1
第 1	令和 8 年度における委員会の事業運営方針・・・・・・・・	2
第 2	委員会の運営全般・・・・・・・・・・	2
第 3	食品健康影響評価の実施・・・・・・・・・・	3
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施	
2	評価ガイドライン等の策定等	
3	「自ら評価」の適正な実施	
第 4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視・・・	4
1	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
2	食品安全モニターからの報告	
第 5	食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進・・・・・・・・	4
1	食品健康影響評価技術研究の推進	
2	食品の安全性の確保に関する調査の推進	
3	研究・調査事業の追跡調査の実施	
第 6	リスクコミュニケーション・情報発信の促進・・・・・・・・	5
1	様々な手段を通じた情報の発信	
2	「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	
3	関係機関・団体との連携体制の構築	
第 7	緊急の事態への対処・・・・・・・・・・	9
1	緊急事態への対処	
2	緊急事態への対処体制の整備	
3	緊急時対応訓練の実施	
第 8	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用・・・	9
第 9	国際協調の推進・・・・・・・・・・	10
1	国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
2	海外の研究者等との交流	
3	海外の食品安全機関等との連携強化	
4	海外への情報発信	

<審議の経緯>

2026年2月13日 第47回企画等専門調査会

2026年2月24日 第1015回食品安全委員会（報告）

2026年2月25日から3月26日まで 国民からの意見の募集

2026年3月31日 第1020回食品安全委員会

<食品安全委員会委員名簿>

祖父江 友孝 （委員長）

浅野 哲 （委員長代理 第一順位）

頭金 正博 （委員長代理 第二順位）

春日 文子 （委員長代理 第三順位）

小島 登貴子

杉山 久仁子

松永 和紀

<食品安全委員会企画等専門調査会専門委員名簿>

本間 正充 （座長）

畝山 智香子（座長代理）

阿部 絹子 田沼 恵理

石川 弥恵子 千葉 淳一

今村 知明 早川 敏幸

上新原 十和 平沢 裕子

川名 三知代 藤原 慶正

河村 真紀子 松橋 久美子

久我 和也 吉成 織恵

郷野 智砂子 米田 千恵

<第47回企画等専門調査会専門参考人名簿>

武藤 剛（U Aゼンセン総合サービス部門副事務局長）

横田 篤宣（クロップライフジャパン技術部部長）

渡邊 治雄（公益財団法人黒住医学研究振興財団理事長）

第1 令和8年度における委員会の事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

第2 委員会の運営全般

（1）委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

（2）企画等専門調査会の開催

本年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

（3）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会等での審議が困難な課題や複数の専門調査会等に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。

① 委員会の下に専門調査会と同等の位置付けとするワーキンググループを設置

② 専門調査会等に他の専門調査会等の専門委員を招いて調査審議

③ 関係する専門調査会等を合同で開催

（4）委員会と専門調査会等の連携の確保

専門調査会等における円滑な調査審議を図るため、原則として全ての専門調査会等に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。

（5）リスク管理機関との連携の確保

令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管等を踏まえ、食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、より一層リスク管理機関との連携を確保する。

（6）委員会におけるDXの取組について

デジタル技術を活用した情報収集等の体系化・効率化に向け、AI等を活用した機械翻訳などの導入を進める。

また、ガバメントソリューションサービス（GSS）を活用した国会業務や評価書作成業務の効率化を引き続き推進する。

（7）事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。

第3 食品健康影響評価の実施

- 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施
最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。

- (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について
評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するように、計画的・効率的な調査審議を行う。

また、農薬の再評価について、評価指針等に基づき、各種試験データや公表文献等を用いて、最新の科学的水準に立った評価を進める。

- (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」(平成21年7月16日食品安全委員会決定)に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるように、計画的な調査審議を行う。

- 2 評価ガイドライン等の策定等

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定及び改正を進める。

また、リスク評価に資する最先端の技術を食品健康影響評価に導入するための手引きの策定や、国際水準のばく露評価の実施を目的とした分野横断的な技術文書の策定を進める。

- 3 「自ら評価」の適正な実施

- (1) 「自ら評価」案件の選定

本年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日食品安全委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日食品安全委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

- (2) 「自ら評価」の結果の情報提供等

「自ら評価」が終了した案件については、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebookでの発信等により丁寧に情報提供を行う。その際、対象者に応じて開催方法の工夫を行う。

「自ら評価」案件選定の過程で決定された事項(情報収集等)について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook等で情報提供を行う。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニターから、随時、日頃の生活や業務の中で気が付いた食品安全に関する課題や問題点についての報告や委員会の運営に関する改善点に関しての提言を求めるとともに、その報告について、関係省庁に共有し、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。

また、食品の安全性に関する意識等を把握するためのアンケート調査を令和9年2月を目途に実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

令和6年度に改正した「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）」（平成22年12月16日食品安全委員会決定。以下「ロードマップ」という。）において

- ①新興及び既存のハザードのリスクの評価に向けた特性評価・ばく露に関する科学的知見の集積、
 - ②健康影響発現メカニズムを踏まえた新たな評価系の構築、
 - ③食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備
- の3つの柱に焦点を当てて研究・調査を実施することとしたことを踏まえ、研究・調査を戦略的かつ計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用する。

1 食品健康影響評価技術研究の推進

（1）前年度に終了した研究課題の事後評価の実施

前年度に終了した研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

（2）本年度における研究課題の実施

本年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

（3）食品健康影響評価技術研究課題の選定

来年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施することを目的とした必要性の高いものを選定するため、ロードマップを踏まえ、優先実施課題（若手枠を含む）を策定し、公募・審査を行う（スケジュールは別紙4のとおり）。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保す

る。

(4) 適切な経理の確保

研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定）に基づき、研究機関に対する履行状況調査を行う。

(5) 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当学会に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当学会」(食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ）)等を開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

(1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定

来年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ優先実施課題を策定し、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。入札公告の際には、調査・研究機関に幅広く周知する。

(2) 食品安全確保総合調査の実施

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

3 研究・調査事業の追跡調査の実施

これまでに行った研究事業及び調査事業について、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性、成果の食品健康影響評価への活用状況等に着目した追跡評価を行う。

第6 リスクコミュニケーション・情報発信の促進

消費者、行政、メディア、事業者、専門家等の関係者間の相互理解を深め、信頼関係を構築しつつ、食品安全に関する科学的知見に対する理解を促進するため、リスク評価機関としての委員会の認知度の向上を図りながら、対象者に応じた様々な媒体・機会を活用したリスクコミュニケーションや情報発信を積極的に行う。具体的な取組として次の1から4までのとおり実施する。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価や海外情報その他の食品の安全性に関する最新の科

学的知見を、媒体の特性を踏まえて迅速に発信する。その際には、妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生、消費者全般等、対象階層を明確にしつつ、二次利用を意識した情報提供を行う。地方公共団体や報道関係者が、情報発信・リスクコミュニケーションを実施する際に活用できる、科学的なデータや図などの素材も提供する。

(1) ホームページ

食品安全に関心があり、情報を入手、利用又は発信しようとするときに、検索や SNS を通じて閲覧する者に向けて、食品健康影響評価の結果、委員会、専門調査会及び意見交換会の開催状況、食品安全に関する最新の情報、並びに妊婦、乳幼児をもつ保護者、小中学生等、特定の階層を対象とした情報等をそれぞれ掲載するとともに、より見やすく・より容易に目的の情報に到達でき、関連の情報にも誘導できるよう、ページ構成や記載内容を随時見直し、更新する。

(2) SNS 等

委員会の情報を広く届ける観点から、SNSやメールマガジン等のコミュニケーションツールの特性やその利用者に応じた内容での発信となるよう、各ツールを使い分け、連携させつつ、幅広く積極的な情報発信を行う。

① Facebook

委員会公式アカウント「内閣府食品安全委員会」をフォローし、食品安全への関心が高く、ある程度専門的な知識をもつ者に向けて、委員会の活動状況の他、機動的な対応が必要な健康被害案件、季節性を考慮した記事等、Facebook の拡散機能や利用者の二次利用を意識したテーマの記事を発信する。

② メールマガジン

メールマガジンに登録している、食品安全への関心が非常に高い者に向けて、委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等を発信するほか、特に緊急時には食品安全に関する正確な情報を発信する。

③ ブログ

検索エンジンや X 等に貼られたリンクからさらに一次情報を求める等、食品安全に関してより詳しく正確な情報を求めている者に向けて、発信日時も含めたアーカイブ機能も持つブログの特性を活用して Facebook で配信した内容等の食品安全に関する情報を蓄積し、機会を捉えた X での情報発信の際の情報資産の場とする。

④ YouTube

検索・おすすめ等で長くアクセスが得られることから、頻繁に映像や音声の情報を利用している者に向けて、意見交換会等の情報提供動画や消費者の関心が高かったコンパクトな動画等対象者を意識した情報を蓄積し、機会を捉えた X や Facebook での発信の際の情報資産の場とする。

⑤ X

報道関係者を含めた多くの者の情報収集の手段として用いられ、拡散力の高い X の特性を活かし、食中毒の予防等、身近で関心（共感）の高いものや、タイムリーなもの、緊急性の高いものを委員会の活動に結びつけて情報発信する。

(3) 広報誌、パンフレット、タペストリー、教材の作成及び活用

委員会運営状況報告書に基づき、委員会の 1 年間の取組をわかりやすく取りまとめた広報誌「食品安全」を作成し、既刊のパンフレット「食品安全委員会」等とともに、委員会が単独又は消費者庁をはじめとする関係省庁と連携して開催する意見交換会、子ども向けイベント等において配布する。

学会のブース出展の機会を捉えて、食品安全委員会の業務紹介や Food Safety への投稿依頼、研究・調査事業の説明を含むタペストリーを掲示するなど、委員会の活動等に対する理解促進を図る。

また、学校教育関係者に対して学校現場の教材としての活用を促す。

(4) 食品の安全性に関する用語集

食品安全に関して、基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する「食品の安全性に関する用語集」について必要に応じて見直しを行い、ウェブサイトの更新を行う。

食品健康影響評価の理解促進のため、ウェブサイト版・冊子版ともに広く周知・提供する。

2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

消費者の食品安全に関する科学的知見に対する理解の促進を図るため、以下の取組を行う。

(1) 評価書等の解説資料

リスク管理の根拠となる食品健康影響評価やリスクプロファイル等について理解を深めるため、リスク評価の理解に資する解説資料等を提供する。

(2) 意見交換会、講師派遣等

地方公共団体、報道関係者、消費者団体、学術団体、職能団体、事業者団体、学校教育関係者、学生等との間で意見交換会やセミナー等を行う。その際には、「食品の安全」に関する科学的な知識の普及や食品健康影響評価に対する理解の向上等の目的に留意しつつ、対象者層を勘案しながらテーマや形式（相互対話、講演、ブース展示等）について決定する。

(3) 訪問学習受入れ

食品安全を守る仕組み等に関心のある中学生、高校生、大学生等からの訪問学習の受入れについて、積極的に対応する。

(4) 食の安全ダイヤルの活用

食の安全ダイヤルを通じて消費者等から寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた危害情報については、リスクの初期情報や消費者の意見・懸念事項として、リスク管理機関と共有等し、食品の安全性の確保やリスクコミュニケーション・情報提供の充実を図る。また、食の安全ダイヤル等を通じて消費者からよく聞かれる質問等については、ホームページやFacebook等を通じて情報提供する。

3 関係機関・団体との連携体制の構築

(1) 関係省庁との連携

関係省庁が、食品の安全について科学的根拠に基づく共通認識を持ち、一貫性をもった情報発信をするため、原則、隔週での関係省庁の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

特に、令和7年1月に公表した「食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションの推進に向けた消費者庁と食品安全委員会の更なる連携強化について」に基づき、消費者庁が主導する食品のリスク管理に関するリスクコミュニケーションについて、科学的知見の提供や委員の派遣等を通じて積極的に協力・関与し、消費者庁及びその他のリスク管理機関との更なる連携強化を進める。

(2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、学校教育関係者及び食品関係事業者に対して効果的に科学的な知識の普及啓発ができるよう、地方公共団体との連携強化を進める。

(2 (2) 参照)

また、リスクコミュニケーションの取組事例の情報共有等により、リスクコミュニケーションを効果的に実施できるよう、地方公共団体との連絡会議を開催する。

(3) 消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との間で、科学的知見の普及の観点から円滑に情報交換できる体制を構築していく。

(4) 報道関係者との連携

意見交換会等の実施により、委員会の知名度の向上、国民への科学的知見の普及の観点から、報道関係者と連携する体制を構築していく。

(5) 学術団体との連携

我が国の食品安全に関する研究の充実、食品の安全に関する科学的な知識の普及及び委員会の専門委員の充実のため、重点化する学術分野を明確にした上で、学術団体との更なる連携強化を進める。

4 その他

エビデンスに基づくリスクコミュニケーションの推進に資するため、令和7年度に開始した食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた基礎的研究を推進する。

第7 緊急の事態への対処

1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日食品安全委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について、関係省庁及び国民に対して迅速かつ的確に情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

4月～11月に、緊急時に必要となる基本的な対応手順の理解・習得を目的とした実務者研修等を行う。また、緊急時対応の取りまとめを担う消費者庁と連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練（確認訓練）を12月を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報として、国際機関、海外の政府関係機関の公式発表や学術誌に掲載された論文等の情報を毎日収集し、迅速にリスク管理機関に共有するとともに、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索性データベースシステム）に登録し、国民に対して情報提供を行う。

中長期的な視点として、日本の食品安全に係る将来起こり得る課題を可能な限り早期に検知する観点から、情報の分類及び構造の改善に取り組むとともに、リスク評価の実施に向けた必要な視点・情報の明確化等を意図しつつ議論の深化を図る。

加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

国際的な貢献や科学的知見の充実、海外の機関との連携・協力体制の強化など国際協調を推進するため、以下の取組を行う。

1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

2026年6月 国際食品微生物規格委員会（ICMSF）2026

9月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（GSR S）2026

9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMP R）

2027年2月 第42回OECD農薬作業部会

3月 米国毒性学会（SOT）

また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなったコーデックス委員会各部会、国際会合等に委員等を派遣する。

2 海外の研究者等との交流

海外の食品安全に係る研究者及び専門家と交流し、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。また、必要に応じてウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施する。

3 海外の食品安全機関等との連携強化

海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、ウェブ会議システムやメール等を利用し、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、必要に応じ、委員会と既に協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）、ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）及びデンマーク工科大学（DTU）と連携強化のための会合（ウェブ会議システム等を利用した会議を含む。）を開催するとともに、米国食品医薬品庁（FDA）、アジア諸国の食品安全機関等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。

また、委員会の国際貢献の観点から、海外の行政関係者等を対象とした研修にも協力する。

4 海外への情報発信

食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載す

る。

食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の概要等の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回発行するとともに、バックナンバーも含めた本ジャーナルの PubMed Central (PMC)への収載を通じて、国内外に広く情報発信していく。

令和8年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

月	調 査 審 議 事 項
令和8年6月	○ 令和7年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 令和8年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について
11月	○ 令和8年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 令和8年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
令和9年1月	○ 令和9年度食品安全委員会運営計画について ○ 令和8年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について ○ 令和8年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、令和9年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について

令和8年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

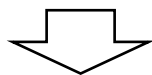
月	事 項
令和8年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補について議論
令和9年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

※ 随時、前年度までの「自ら評価」のフォローアップ状況について、調査会に報告を行う

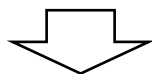
令和 8 年度の研究事業評価実施スケジュール

〔令和 7 年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（令和 8 年 7 ～ 9 月）



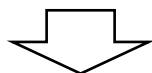
食品安全委員会への報告（令和 8 年 9 月）



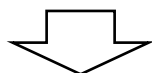
研究成果発表会
（令和 8 年 1 2 月～令和 9 年 3 月）

〔令和 8 年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限
（令和 8 年 1 1 月）



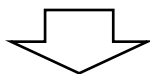
中間評価の実施（令和 8 年 1 2 月）



食品安全委員会決定（令和 9 年 2 月～ 3 月）

令和9年度新規研究課題決定までのスケジュール

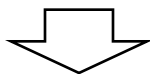
令和9年度に優先的に実施すべき研究課題の決定
(令和8年9月)



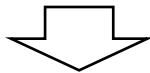
研究課題の募集
(令和8年10月)



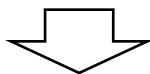
書面審査
(令和8年11月～12月)



ヒアリング審査
(令和9年1月)



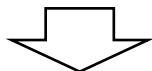
研究課題候補の選定及び調査対象課題との調整
(令和9年1月～2月)



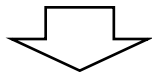
新規研究課題の食品安全委員会決定
(令和9年2月～3月)

令和9年度に実施する調査課題の選定

令和9年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
(令和8年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整
(令和9年1月～2月)



食品安全委員会決定
(令和9年2月)